



様式第 8 号（第 13 条関係）

西条市指令衛第 3 6 号
令和 2 年 2 月 2 7 日

一般廃棄物処分業許可（更新）証

西 条 市 長 玉 井 敏 久



西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第 1 3 条第 1 項の規定により、
次のとおり、一般廃棄物処分業を許可する。

許 可 業 者	住 所	西条市船屋乙 5 番地 7
	名 称	株式会社 クリーンダスト
	代表者	代表取締役 白川 章
許 可 期 間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間	
許 可 に 係 る 事 業 の 範 囲	最終処分	処理品目：汚泥、燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、 ゴムくず、金属くず、廃プラスチック類（石綿含有一般廃棄物を含む。）、ガラスくず （石綿含有一般廃棄物を含む。）、コンクリートくず（石綿含有一般廃棄物を含む。）、 コンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有一般廃棄物を含む。）、陶 磁器くず（石綿含有一般廃棄物を含む。） 若しくは、ばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したもの（特別管 理一般廃棄物であるものを除く。） 処理方法：埋立処分
許 可 に 係 る 施 設	最終処分場	設置場所：西条市船屋乙 2 番地 1 外 埋立面積：2 6, 2 7 0 m ² 埋立容積：3 4 5, 3 3 4 m ³
許 可 条 件	1. 処分作業（以下「作業」と言う。）を行うにあたっては、常に関係 法規を遵守するほか、市長の監督を受け、その指示に従わなければ ならない。 2. 作業中及び処分後に廃棄物が飛散し、または流出し、並びに悪臭が もれることのないように注意すること。 3. 作業により、近隣から苦情が寄せられたときは、誠意を持って対応 し、早急に解決策を講ずるものとする。 4. 市が指示する帳簿類を月ごとに作成し、処理実績を翌月 1 0 日まで に報告すること。	